

宇部市本庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市本庁舎建設基本計画の策定に当たり、新庁舎づくりの基本理念である「つながって、みんなでつくる 無駄がなく 美しい 市民自治の拠点」を実現していくため、多様な意見を反映させていくため、宇部市本庁舎建設基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基本計画策定に必要な課題に対する事項
- (2) その他本庁舎建設に向けて必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、12人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者
- (4) 市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は総務管理部総務管理課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。